

第4章 許可・認定申請の手続

1 許可・認定手続の流れについて

手続の流れは、おおむね次のとおりとなります。

建築計画の際には、必ず建築局市街地建築課 建築許認可担当へ事前相談をお願いします。

表13：建築基準法第43条第2項の規定による許可・認定手続の流れ		
窓口	項目	注意事項
申請者	建築計画	<ul style="list-style-type: none"> ・法の道路を築造できる可能性の検討（道路位置指定や幅員4m以上の公道移管等） ・建築基準法、横浜市建築基準条例及び建築基準関係規定のチェック
市街地建築課 建築許認可担当	事前相談票	<ul style="list-style-type: none"> ・P.68の事前相談票を参照してください。
	各課調整	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて道を管理している関係課と協議してください。
	道路判定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・原則隔週開催（詳細の日程は担当者に確認してください。） ・必要書類／道路判定委員会の2週間前までに市街地建築課 建築許認可担当に提出してください。（詳細は担当者と調整してください。）
	各課調整など関係法令等の諸手続	<ul style="list-style-type: none"> ・道路判定委員会（P.18）での指摘事項等の調整が必要です。 ・許可・認定申請までに関連手続（関係機関との協議等）を終了させておくことが必要です。 ・必要に応じて近隣関係者への説明・調整を行ってください。
	許可・認定申請	<ul style="list-style-type: none"> ・許可申請書正副（第43号様式）（P.69）又は認定申請書正副（第48号様式）（P.75） ・添付書類／P.51 表14（許可）又は P.52 表15（認定）を参照してください。 ・申請先／市街地建築課 建築許認可担当 ・手数料／許可の申請 33,000円 認定の申請 27,000円
	建築審査会※	<ul style="list-style-type: none"> ・原則月1回開催 ・許可申請時期／<u>図面審査の2週間前までに</u>申請してください。 ・提出図書／<u>建築審査会の10日前までに</u>建築審査会用図書（完成図書）4部を提出してください。 <p style="font-size: small;">（完成図書は、建築審査会の約3週間前の図面審査で内容をチェックします。事前に担当者と図書作成について協議してください。）</p>
	現場整備確認	<ul style="list-style-type: none"> ・空地の道路状整備を要するものは、擁壁、塀、門扉等の構造物の撤去も含め、許可申請又は認定申請の前までに整備することが必要です。
許可通知書 認定通知書	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理（消防同意・決裁）の後、許可通知書（第45号様式）又は認定通知書（第49号様式）を交付します。 	
建築指導課 指定確認検査機関	建築確認申請	<ul style="list-style-type: none"> ・許可通知書又は認定通知書（許可・認定申請書副本含む。）を確認申請書（副）に添付し、許可通知書又は認定通知書の写しを確認申請書（正）に添付します。 ※本許可・認定以外に条例に基づく許可等が必要な場合には、建築確認申請前に別途許可等の手続が必要です。
	確認済証交付	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着工
	特定工程完了	<ul style="list-style-type: none"> ・特定工程完了前に中間検査

工事完了	・工事完了前に完了検査
------	-------------

※許可に係る建築物で「建築審査会包括同意基準」に該当するものは、建築審査会への提案手続を省略できます。この場合、申請図書に訂正等がなければ許可申請からおおむね2週間程度で許可になります。

認定に係る建築物は、建築審査会への附議はありません。申請図書に訂正等がなければ認定申請からおおむね2週間程度で認定になります。

2 申請書類について

(1) 事前相談

ア 事前相談（道路判定委員会）

建築基準法第43条許可・認定事前相談票（P.68）に必要資料を添付して提出してください。
これにより、許可・認定基準適用の可否を検討します。

なお、必要に応じて道路判定委員会に附議することがあります。

※建築審査会に提案し、個別に同意を得る案件は全て道路判定委員会への提案が必要です。

イ 相談者への回答

許可・認定基準適用の可否を回答します。その際、次のような条件を提示します。

■条件の例

包括同意基準1	: 広場等の管理者との協議等
2	: 道の管理者との協議・関係権利者からの誓約書の提出等
3-2	: 制限解除等の場合は誓約書の提出等
3-3A、B、	: 空地に関する関係権利者からの誓約書の提出及び建築計画に関する基
3-3の2	準等
認定基準1	: 道の管理者との協議・関係権利者からの誓約書の提出等
認定基準2	: 道に関する関係権利者からの承諾書の提出及び建築計画に関する基準等

包括同意基準や認定基準には該当しないものの、道路判定委員会において建築審査会に個別に提案することができると判断された場合については、同委員会からの条件（空地、建築計画、その他）を提示します。

※上記いずれの場合であっても、接道に関する条例に基づく許可が必要な場合には、法第43条第2項許可・認定の事前相談とあわせてご相談ください。

(2) 許可申請

許可申請書正副（第 43 号様式）には、表 14 に示す資料の添付が必要になります。また、許可の申請までに現場整備の確認が必要となります。手数料として 33,000 円が必要です。

■現場整備の確認のポイント

包括同意基準 2 : 道の存在を確認（不要の場合あり）

3-2 : 予定道路の位置が確保され、荒造成が完了していることを確認

3-3 等^{※1} : 空地の整備（既存建築物の位置によっては、最低限支障物の撤去）

表 14 : 許可申請（本申請）時に必要な書類（正副）

包括同意基準・個別提案基準		1	2	3-2	3-3 等 ^{※2}
許可申請書		●	●	●	●
委任状		●	●	●	●
公図 ^{※1} (原則 3 か月以内、敷地を青・空地等を赤で囲む、正は原本)		●	●	● (コピー可)	●
全部事項証明書（土地登記簿謄本） ^{※2} (原則 3 か月以内、正は原本)		●	●		●
誓約書(正は原本)			▲1	●	●
印鑑登録証明書（原則 3 か月以内、正は原本）			▲1	●	●
案内図		●	●	●	●
周辺現況図		●	●	●	●
配置図（敷地を青・空地等を赤で囲む）	建築確認申請 図書に準じる	●	●	●	●
敷地・建物求積図		●	●	●	●
平面図		●	●	●	●
立面図		●	●	●	●
現場写真		●	●	●	●
関係機関手続き写し又は協議済報告		●	▲2		
開発行為の許可通知書の写し、開発行為施行区域内における建築物等の制限解除通知書の写し及び土地利用計画図				●	
その他必要に応じて	関係機関手続き写し又は協議済報告			●	●
	道路台帳平面図（よこはま建築情報センター）	●			●
	道路台帳区域線図(よこはま建築情報センター)又は道水路等境界明示図・復元図(各土木事務所)	●			●
	その他	●	●	●	●

※1 包括同意基準 3-3 の 2、個別提案基準 3-4、3-4 の 2、3-5 なども該当。

※2 法務局出張所で取得したものに限り。具体的には事前に担当者にご相談ください。

▲ 道の管理、所有、形態により、1 又は 2 のいずれかが必要となります。

(3) 認定申請

認定申請書正副（第 48 号様式）には、表 15 に示す資料の添付が必要になります。また、認定の申請までに現場整備の確認が必要となります。手数料として 27,000 円が必要です。

■現場整備の確認のポイント

- 認定基準 1 : 道の存在を確認（不要の場合あり）
 2 : 道の整備（既存建築物の位置によっては支障物の撤去）

表 15 : 認定申請（本申請）時に必要な書類（正副）

認定基準		1	2
認定申請書		●	●
委任状		●	●
公図 ^{※1} (原則 3 か月以内、敷地を青・道を赤で囲む、正は原本)		●	●
全部事項証明書（土地登記簿謄本） ^{※1} (原則 3 か月以内、正は原本)		●	●
承諾書（正は原本）			●
誓約書(正は原本)		▲1	
印鑑登録証明書（原則 3 か月以内、正は原本）		▲1	●
案内図		●	●
周辺現況図		●	●
認定にかかる道の詳細図（法の道路から敷地に至るまでのもの）		●	●
配置図（敷地を青・道を赤で囲む）	建築確認申請図書に 準じる	●	●
敷地・建物求積図		●	●
平面図		●	●
立面図		●	●
現場写真		●	●
関係機関手続き写し又は協議済報告		▲2	
その他必要に応じて	関係機関手続き写し又は協議済報告		●
	道路台帳平面図（よこはま建築情報センター）		●
	道路台帳区域線図(よこはま建築情報センター)又は 道水路等境界明示図・復元図(各土木事務所)		●
	その他	●	●

※1 法務局出張所で取得したものに限り、具体的には事前に担当者にご相談ください。

▲ 道の管理、所有、形態により、1 又は 2 のいずれかが必要となります。

(4) 許可・認定後の名義及び計画の変更について

ア 名義変更

名義変更は、横浜市建築基準法施行細則第15条による名義変更届（P.85 第12号様式）により処理します。ただし、申請者が変更される場合で誓約書又は承諾書の添付が許可・認定の要件となる場合は、最新の公図、土地登記事項証明書及び新たな申請者の誓約書又は承諾書（印鑑登録証明書添付）が必要です。なお、設計者が変更となった場合は、原則として再度許可・認定申請が必要です。

イ 計画変更

建築計画が変更された場合は、原則として、元の許可・認定の取止届を提出した上で、再度許可・認定申請の手続きが必要です。

建築確認上軽微な変更の対象となる場合については、計画変更承認申請書（正）（P.81）及び計画変更承認通知書（副）（P.82）により処理します。

仕切り壁の変更や誤記訂正等については、計画変更届出書（正・副）（P.83、84）により処理できる場合があります。

(5) 計画の中止について

ア 取下げ

許可・認定申請中に建築計画が中止となった場合は、取下届（正・副）（P.85）により処理します。

イ 取止め

許可・認定後に建築計画が中止となった場合は、取止届（正・副）（P.86）により処理します。許可・認定の通知書及び副本を添付し、提出してください。

3 空地に関する関係権利者の誓約書について【※許可申請の場合】

法第43条第2項第2号の許可にあたっては、交通上、安全上、防火上及び衛生上の観点から、空地の担保性が非常に重要です。

このため、包括同意基準1以外は、原則、道路状空地の維持及び管理について、関係権利者からの誓約書の提出が条件となります。

特に、本許可制度における許可を必要としない接道規定を満たしている建築物の敷地（以下「空地の入口敷地等」という。）の所有者が空地の一部を所有している場合には、その部分は将来にわたって空地として担保されているとはいえません。したがって、許可の適用にあたっては空地の入口敷地等の所有者からの空地部分の土地の誓約書が非常に重要になります。

(1) 誓約書について

空地の担保性は原則、関係権利者からの道路状空地の維持及び管理についての誓約書（実印の押印及び印鑑登録証明書添付）によって確認を行います。ただし、当該誓約書が提出されていることと同様に空地としての担保性が高いと判断できる次の①～③のいずれかの場合については報告書の提出等とすることが出来ます。（P.55 図18参照）

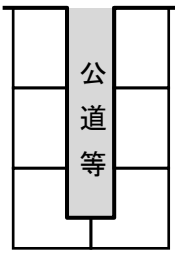
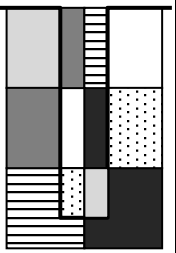

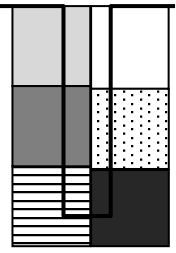
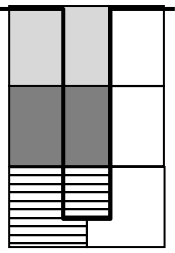
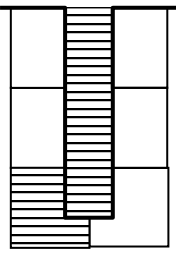
- ① 空地を公的機関が管理する場合（参考図に示す公道型の場合）
- ② 所有状況により道路状に維持管理される担保性が高い場合（参考図に示す飛地所有型、共有型の場合）で、誓約書の提出が困難な空地の部分についての関係権利者への説明を行い、理解を得ているもので、説明経過報告書（記載例 P.67）が提出されている場合
- ③ ①、②のいずれにも該当しない場合で、空地に縁石等が既に設置されている等、道路の形態が明確であり、特定行政庁が道路状に維持管理される担保性が高いと認めた場合

※包括同意基準3-3Aにおいて、「地階を除く階数が3階以上の建築物を建築する場合」又は「長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物でその用途に供する床面積の合計が100㎡を超えるものを建築する場合」、並びに包括同意基準3-3B（敷地分割・新規土地利用をする場合）においては、上記の②、③に該当する場合であっても全ての関係権利者からの誓約書の提出が必須となりますのでご注意ください。

※③を適用する基準は、包括同意基準3-3A・3-3の2、個別提案基準3-4・3-4の2・3-5に限ります。また、その適用については、道路判定委員会において個別に審議されます。なお、審議にあたり、以下に例示する内容等について報告書の提出が必要になります。

【報告内容の例】

- ・関係権利者への説明経過
- ・これまでの空地の維持管理の状況
- ・その他特定行政庁が必要と認める事項 等

	公道型	飛地所有型	共有型	中心線所有型	片側所有型	専通所有型 (第三者所有含む)
2階建の戸建住宅等小規模な建築物に建て替える場合	①誓約書は不要です。ただし、公道以外の場合は、関係機関との協議議事録等の提出が必要になります。	②原則として誓約書が必要ですが、道路状に維持管理される担保性が高いため、関係権利者への説明経過の報告書（記載例（P.67））等に代えることができます。		③原則として誓約書が必要です。 ただし、①、②のいずれにも該当しない場合で、空地に縁石等が既に設置されている等、道の形態が明確であり、特定行政庁が道路状に維持管理される担保性が高いと認められた場合についてはこの限りではありません。また、その適用については、道路判定委員会において個別に審議されます。なお、審議にあたり、前ページに例示する内容等について報告書の提出が必要になります。		
敷地分割する場合等（※）		許可の要件として誓約書が必要です。		許可の要件として誓約書が必要です。		
模式図						

※包括同意基準3-3Aにおいて、「地階を除く階数が3階以上の建築物を建築する場合」又は「長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物でその用途に供する床面積の合計が100㎡を超えるものを建築する場合」、並びに包括同意基準3-3B（敷地分割・新規土地利用をする場合）

図18 誓約書について（※上模式図のパターンは所有の別を表します。）

（2）誓約書の様式について

誓約書の様式については次のとおりです。

様式1（P.57）：包括同意基準3-3A、B、個別提案基準3-4、個別提案基準3-5用

様式2（P.59）：包括同意基準3-3の2、個別提案基準3-4の2用

様式3（P.61）：包括同意基準3-2用

4 道に関する権利者の承諾書について【※認定申請の場合】

法第43条第2項第1号の認定にあたっては、交通上、安全上、防火上及び衛生上の観点から、道の担保性が非常に重要です。

このため、認定基準2の適用については、省令により、「①道の敷地となる土地の所有者」、「②その土地について権利を有する者」及び「③当該道を道路位置指定の基準に適合するよう管理する者（以下「管理者」といいます。）」の承諾書の提出が必要になります。

許可の際に必要な「誓約書」とは異なりますのでご注意ください。

(※認定基準1(1)エの適用を受ける際の誓約書は、「誓約書(様式4)」となります。)

(1) 承諾書の提出が必要な関係権利者について

承諾が必要な関係権利者は、道の敷地となる土地の所有権、地上権、賃借権、抵当権等、不動産登記法第3条に掲げる権利を有する者及び当該権利に関する同法第105条の規定に基づく仮登記の登記権利者等をいい、当該権利者の確認は、土地登記事項証明書の甲区(所有権)及び乙区(所有権以外の権利)の記載事項により行います。なお、根抵当権は抵当権に含まれます(民法第398条の2第1項及び第2項)。

関係権利者が制限行為能力者である場合には、法定代理人、保佐人又は補助人の同意若しくは後見人の代理行為による承諾が必要となります。法定代理人、保佐人、補助人及び後見人の確認は、戸籍全部事項証明書等により行います。

(2) 管理者について

道の所有者は管理者を兼ねるものとします。管理の委託等により、道の所有者の他にも管理者がいる場合には、当該管理者の承諾書の提出も必要となります。

(3) 承諾書の取り方について

道の形態によらず、道の敷地となる土地すべてについて承諾書の提出が必要となります。

なお、承諾書の様式については、P.65 様式5となります。

誓約書

年 月 日

(提出先)
横 浜 市 長

_____区_____に存在する空地に関連して、次の事項について誓約いたします。

記

- 1 敷地及び家屋所有者にあつては、上記の基準時の道の_____から水平距離_____mの部分、又は空地幅員_____mから_____m部分を、将来にわたり道路状に維持、管理すること
- 2 空地の所有者にあつては、上記の空地の幅員_____mから_____mの部分を将来にわたり道路状に維持、管理すること
- 3 道路状部分については、_____舗装にて路面整備すること
- 4 許可申請地においては、将来にわたり許可基準に従つて敷地及び建築物を維持、管理すること
- 5 今後、当該空地を建築基準法第42条に規定する道路として築造する場合にあつては、これに協力すること
- 6 敷地又は建築物及び空地部分を第三者に転売する場合にあつては、本誓約内容について継承すること

関係権利者（土地所有者等）					
空地、敷地、 家屋の別	地 番	共有持 分割合	氏 名	現 住 所	実 印

※ 印鑑登録証明書を添付すること。

記載例 1 (包括同意基準 3-3 A、B 等の誓約書)

誓約書

誓約した日を記入。

(様式 1)

〇〇年〇〇月〇〇日

(提出先)

横浜市 長

〇〇 区 △△〇丁目 〇〇〇-〇〇 に存在する空地に関連して、次の事項について誓約いたします。

空地の地番を記入。空地に地番がない場合は、申請地の地番を記入し「〇〇〇地先」と記入。

後退の基準となるところ(中心、反対側、申請地側等を記入)を記入。

記

後退が生じる場合記入。

1 敷地及び家屋所有者にあっては、上記の基準時の道の 中心 から水平距離 〇.〇〇 m の部分、又は空地幅員 〇.〇〇 m から 〇.〇〇 m 部分を、将来にわたり道路状に維持、管理すること
後退を必要としない場合記入。

2 空地の所有者にあっては、上記の空地の幅員 〇.〇〇 m から 〇.〇〇 m の部分を将来にわたり道路状に維持、管理すること

空地の幅員(後退前の幅員)を記入。

3 道路状部分については、アスファルト 舗装にて路面整備すること

舗装方法(砂利敷き、アスファルト、コンクリート等)を記入。

4 許可申請地においては、将来にわたり許可基準に従って敷地及び建築物を維持、管理すること

5 今後、当該空地を建築基準法第 4 2 条に規定する道路として築造する場合にあっては、これに協力すること

6 敷地又は建築物及び空地部分を第三者に転売する場合にあっては、本誓約内容について継承すること

原則として、登記簿の内容に合わせる。

所有権が何についてであるかを記入。

所有権が共有である場合その割合を記入。共有でない場合は記入不要。

関係権利者(土地所有者等)

空地、敷地、家屋の別	地番	共有持分割合	氏名	現住所	実印
空地	〇〇〇-〇〇	2/3	□□ □□	××市▲▲区〇〇二丁目 〇〇-〇〇	
空地	〇〇〇-〇〇	1/3	▽▽ ▽▽	××市▲▲区〇〇二丁目 〇〇-〇〇	
敷地	△△△-△△		◇◇ ◇◇	◎◎市◇◇区△△町〇〇-〇	
家屋(申請者)	△△△-△△		※※ ※※	◎◎市◇◇区□□町〇〇-〇	
空地、申請地の全ての地番を記入。家屋については申請者が誓約する。			申請者の氏名を記入。		

※ 印鑑登録証明書を添付すること。

誓約書

年 月 日

(提出先)
横 浜 市 長

_____区_____に存在する空地に関連して、次の事項について誓約いたします。

記

- 1 当該幅員_____mの空気を_____舗装の状態、将来にわたり道路状に維持、管理すること
- 2 当該空地の終端に幅員_____mかつ奥行_____mの終端整備敷を確保し、当該部分を_____舗装の状態、将来にわたり道路状に維持、管理すること
- 3 将来にわたり許可基準に従って、敷地及び建築物を維持、管理すること
- 4 敷地又は建築物及び空地部分を第三者に転売する場合にあっては、本誓約内容について継承すること

関係権利者（土地所有者等）				
空地、敷地、 家屋の別	地 番	氏 名	現 住 所	実 印

※ 印鑑登録証明書を添付すること。

記載例 2 (包括同意基準 3-3 の 2 等の誓約書)

誓約書

誓約した日を記入。

(様式 2)

〇〇年〇〇月〇〇日

(提出先)

横浜市 長

〇〇 区 △△〇丁目 〇〇〇-〇〇 に存在する空地に関連して、次の事項について誓約いたします。

空地の地番を記入。空地に地番がない場合は、申請地の地番を記入し「〇〇〇地先」と記入。

記

- 1 当該幅員 〇.〇〇 m の空地を アスファルト 舗装の状態、将来にわたり道路状に維持、管理すること
 現況幅員を記入。 舗装方法(砂利敷き、アスファルト、コンクリート等)を記入。
- 2 当該空地の終端に幅員 2 m かつ奥行 2 m の終端整備敷を確保し、当該部分を アスファルト 舗装の状態、将来にわたり道路状に維持、管理すること
 舗装方法(砂利敷き、アスファルト、コンクリート等)を記入。
- 3 将来にわたり許可基準に従って、敷地及び建築物を維持、管理すること
- 4 敷地又は建築物及び空地部分を第三者に転売する場合にあっては、本誓約内容について継承すること

所有権が何についてであるかを記入。

原則として、登記簿の内容に合わせる。

関係権利者 (土地所有者等)

空地、敷地、家屋の別	地番	氏名	現住所	実印
空地	〇〇〇-〇〇	〇〇 〇〇	××市▲▲区〇〇二丁目 〇〇-〇〇	
敷地	△△△-△△	◇◇ ◇◇	××市▲▲区△△町〇〇-〇	
家屋 (申請者)	△△△-△△	□□ □□	◎◎市◇◇区□□町〇〇〇	

空地、申請地の全ての地番を記入。家屋については申請者が誓約する。

申請者の氏名を記入。

※ 印鑑登録証明書を添付すること。

誓約書

年 月 日

(提出先)
横浜市 長

このたび、横浜市 _____ 区 _____ に建築物を建築するにあたり、
次の事項について関係権利者の同意をもって誓約いたします。

記

建築審査会包括同意基準3-2(1)ア又はウに規定する、開発予定道路又は位置指定予定道路
の築造完了まで当該建築物を使用しない、かつ、使用させないこと

関係権利者（開発許可等申請者）		
現住所	氏名	実印

※ 印鑑登録証明書を添付すること。

記載例 3 (包括同意基準 3-2 の誓約書)

誓約書

(様式 3)

誓約した日を記入。

〇〇年〇〇月〇〇日

(提出先)

横浜市 長

申請地の地番を記入。筆が多ければ「〇〇番外〇筆」と記入。

このたび、横浜市 □□ 区 △△〇丁目 〇〇〇-〇〇 に建築物を建築するにあたり、次の事項について関係権利者の同意をもって誓約いたします。

記

建築審査会包括同意基準 3-2 (1) ア又はウに規定する、開発予定道路又は位置指定予定道路の築造完了まで当該建築物を使用しない、かつ、使用させないこと

開発許可申請者、
宅地造成工事許可申請者、
道路位置指定申請者を記入。

関係権利者 (開発許可等申請者)		
現住所	氏名	実印
△△△市□□□区××〇丁目〇〇-〇〇	株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇	

※ 印鑑登録証明書を添付すること。

誓約書

年 月 日

(提出先)
横 浜 市 長

_____区_____に存在する道に関連して、次の事項について誓約いたします。

記

- 1 敷地及び家屋所有者にあつては、上記の道の幅員_____mから_____m部分を、将来にわたり道路状に維持、管理すること
- 2 道の所有者にあつては、上記の道の幅員_____mから_____mの部分を将来にわたり道路状に維持、管理すること
- 3 道については、_____舗装にて路面整備すること
- 4 認定申請地においては、将来にわたり認定基準に従つて敷地及び建築物を維持、管理すること
- 5 今後、当該道を建築基準法第42条に規定する道路として築造する場合にあつては、これに協力すること
- 6 敷地又は建築物及び道の部分を第三者に転売する場合にあつては、本誓約内容について継承すること

関係権利者（土地所有者等）					
道、敷地、 家屋の別	地 番	共有持 分割合	氏 名	現 住 所	実 印

※ 印鑑登録証明書を添付すること。

記載例4 (認定基準1(1)エの場合の誓約書)

誓約書

(様式4)

誓約した日を記入。

〇〇年〇〇月〇〇日

(提出先)

横浜市 長

〇〇区 △△〇丁目 〇〇〇-〇〇 に存在する空地に関連して、次の事項について誓約いたします。

道の地番を記入。道に地番がない場合は、申請地の地番を記入し「〇〇〇地先」と記入。

記

- 敷地及び家屋所有者にあっては、上記の道の幅員 〇.〇〇 m から 〇.〇〇 m 部分を、将来にわたり道路状に維持、管理すること
- 道の所有者にあっては、上記の道の幅員 〇.〇〇 m から 〇.〇〇 m の部分を将来にわたり道路状に維持、管理すること
- 道については、アスファルト 舗装にて路面整備すること
- 認定申請地においては、将来にわたり認定基準に従って敷地及び建築物を維持、管理すること
- 今後、当該道を建築基準法第42条に規定する道路として築造する場合にあっては、これに協力すること
- 敷地又は建築物及び道部分を第三者に転売する場合にあっては、本誓約内容について継承すること

道の幅員を記入。

道の幅員を記入。

舗装方法(砂利敷き、アスファルト、コンクリート等)を記入。

原則として、登記簿の内容に合わせる。

所有権が何についてであるかを記入。

所有権が共有である場合その割合を記入。共有でない場合は記入不要。

関係権利者 (土地所有者等)

道、敷地、家屋の別	地番	共有持分割合	氏名	現住所	実印
道	〇〇〇-〇〇	2/3	□□ □□	××市▲▲区〇〇二丁目 〇〇-〇〇	
道	〇〇〇-〇〇	1/3	▽▽ ▽▽	××市▲▲区〇〇二丁目 〇〇-〇〇	
敷地	△△△-△△		◇◇ ◇◇	◎◎市◇◇区△△町〇〇-〇	
家屋 (申請者)	△△△-△△		※※ ※※	◎◎市◇◇区□□町〇〇-〇	

道、申請地の全ての地番を記入。家屋については申請者が誓約する。

申請者の氏名を記入。

※ 印鑑登録証明書を添付すること。

承諾書

年 月 日

(提出先)
横 浜 市 長

_____区_____に存在する道に関連して、次の事項について承諾いたします。

記

- 1 各権利者にあつては、将来にわたり、申請者等が道の幅員_____mから_____m部分を通行することについて承諾すること
- 2 敷地及び家屋所有者にあつては、道の幅員_____mから_____m部分を、将来にわたり道路状に維持、管理すること
- 3 道の所有者及び管理者にあつては、上記の道の幅員_____mから_____mの部分を将来にわたり道路状に維持、管理すること
- 4 道については、_____舗装にて路面整備すること
- 5 認定申請地においては、将来にわたり認定基準に従って敷地及び建築物を維持、管理すること
- 6 各権利者にあつては、今後、当該道を建築基準法第42条に規定する道路として築造する場合には、これに協力すること
- 7 各権利者にあつては、敷地又は建築物及び道を第三者に転売する場合には、本承諾内容について継承すること

関係権利者（土地所有者等）						
道、敷地、 家屋の別	地 番	共有持 分割合	権利等 の種別	氏 名	現 住 所	実 印

- ※ 印鑑登録証明書を添付すること。
- ※ 管理者とは、建築基準法施行規則第10条の4の2第2項に規定する「道を基準に適合するように管理する者」をいいます。
- ※ 道の所有者は管理者を兼ねるものとします。道の所有者の他に管理者がいる場合は、権利等の種別の欄に「管理者」と記載し、当該管理者の承諾も得ること。

記載例5 (認定基準2の承諾書)

承諾書

承諾した日を記入。(様式5)

〇〇年〇〇月〇〇日

(提出先)

横浜市 長

〇〇〇 区 △△ 〇丁目 〇〇〇-〇〇 に存在する道に関連して、次の事項について承諾いたします。

道の地番を記入。道に地番がない場合は、申請地の地番を記入し「〇〇〇地先」と記入。

記

道の幅員を記入。

- 各権利者にあつては、将来にわたり、申請者等が道の幅員 _____ m から _____ m 部分を通行することについて承諾すること
- 敷地及び家屋所有者にあつては、道の幅員 〇.〇〇m から 〇.〇〇m 部分を、将来にわたり道路状に維持、管理すること
- 道の所有者及び管理者にあつては、上記の道の幅員 〇.〇〇m から 〇.〇〇m の部分を将来にわたり道路状に維持、管理すること
- 道については、アスファルト 舗装にて路面整備すること
- 認定基準2の(1)及び(2)に規定する敷地及び建築物を維持、管理すること
- 各権利者にあつては、今後、当該道を建築基準法第42条に規定する道路として築造する場合には、これに協力すること
- 各権利者にあつては、将来にわたり、申請者等が道の幅員 _____ m から _____ m 部分を通行することについて承諾すること

舗装方法(砂利敷き、アスファルト、コンクリート等)を記入。

道の幅員を記入。

所有権が共有である場合その割合を記入。共有でない場合は記入不要。

三者に転売する場合には、本承諾内容に原則として、登記簿の内容に合わせる。

権利が何についてあるかを記入。

関係権利者(土地所有者等)

道、敷地、家屋の別	地番	共有持分割合	権利等の種別	氏名	現住所	実印
道	〇〇〇-〇〇	1/3	所有権	□□ □□	××市▲▲区〇〇二丁目 〇〇-〇〇	
道	〇〇〇-〇〇	2/3	所有権	▽▽ ▽▽	××市▲▲区〇〇二丁目 〇〇-〇〇	
道	〇〇〇-〇〇		抵当権	〇〇 〇〇	□□市▲▲区◇◇町 〇〇-〇〇	
敷地	△△△-△△			◇◇ ◇◇	◎◎市◇◇区△△町 〇〇-〇	
家屋(申請者)	△△△-△△			※※ ※※	◎◎市◇◇区□□町 〇〇-〇	

※ 印鑑登録証明書を添付すること。

※ 申請者等が承諾する事項について、道、申請地の全ての地番を記入。家屋については申請者が承諾する。

敷地・家屋については記載不要。

申請者の氏名を記入。

※ 道の所有者は管理者を兼ねるものとします。道の所有者の他に管理者がいる場合は、権利等の種別の欄に「管理者」と記載し、当該管理者の承諾も得ること。

説明経過報告書

年 月 日

(提出先)
横浜市 長

※申請者

(報告者) ○○○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○

区 〇〇〇〇 に存する空地に関して、次の事項を説明し、承諾を得ましたので報告します。

1 説明内容

- 将来にわたり空地を道路状に維持管理を行うこと
- 道路状部分について路面整備すること
-
-

※説明内容にチェックする
その他説明事項があれば追加

2 説明状況

空地の 地 番	共有持 分割合	空地の土地所有者 氏 名	説明日	説明者 氏名

※実際に説明した方

建築基準法第43条許可・認定事前相談票

提出日： 年 月 日

相談者	住所					
	氏名					
電話番号 — —						
敷地の位置	横浜市 区					
区域区分	市街化区域・市街化調整区域	防火の指定	防火地域・準防火地域・無指定			
用途地域	一低・二低・一中高・二中高・一住・二住・準住			容積率	%	
	近商・商業・準工・工業・工専			建蔽率	%	
敷地面積	m ² (≥ 100m ²) (分割：有・無) (路地状部分：有・無)					
計画建築物の概要	主要用途	延床面積	構造	階数		
	申請部分	m ²	造	地上 / 地下		
相談理由	<input type="checkbox"/> 確認申請のため <input type="checkbox"/> 物件調査のため <input type="checkbox"/> その他 ()					
備考				※ 受付欄		
					道路台帳	P
					担当者	

- ・次の資料を添付して1部提出してください。
 - 案内図^{※1}
 - 周辺現況図（現状の道の幅員及び法の道路から敷地に至るまでの詳細（地形地物、筆界等）を明記してください。）
 - 公図^{※1}・登記事項証明書^{※2}
 - 既存建築物の建築計画概要書
 - 現場の写真

- ・公道に関連する場合には上記資料に次の資料を追加してください。
 - 認定路線図・道路台帳区域線図・平面図（よこはま建築情報センター）
 - 道水路等境界明示図・復元図（各土木事務所に備えてあります）
 - ※1 案内図及び公図に相談の対象となっている道及び敷地の位置を朱書きで明示してください。
 - ※2 相談の対象となっている道及びその道に接する土地に関する関係権利者すべてのものが必要です。道に接する土地に建築物がある場合にはその関係権利者についても同様です。コピーやオンライン請求によるものでも構いません。詳細は市街地建築課にご相談ください。

判定には通常約2～4週間かかります。結果については電話で回答します。また、相談内容に関して来庁される場合は、担当者が在室しているかを電話（045-671-4510）で確認の上、お越しく下さい。

※現地の状況を確認するため、職員が現地調査を行う場合があります。

※事前相談票の提出から連絡がなく、6ヵ月経過したものは破棄します。

第四十三号様式（第十条の四関係）（A4）

許可申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第 条 第 項 第 号の規定による許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁

様

年 月 日

申請者氏名

【1. 申請者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 設計者】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

※手数料欄			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
※公告欄	※公開による意見の聴取の期日欄	※建築審査会同意欄	※都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会
年 月 日	年 月 日		年 月 日
第 号	第 号		第 号
係員氏名	係員氏名		係員氏名

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】

【2. 住居表示】

【3. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【4. その他の区域、地域、地区又は街区】

【5. 道路】

【イ. 幅員】

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) () () () () ()

(2) () () () () ()

【ロ. 用途地域等】 () () () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

() () () () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】

() () () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】 (1)

(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

【チ. 備考】

【7. 主要用途】 (区分)

【8. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替 その他

【9. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 () () () ()

【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】 () () () ()

【ハ. 建蔽率】

【10. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 () () () ()

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】 () () () ()

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 () () () ()

【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 () () () ()

【ホ. 認定機械室等の部分】 () () () ()

【ヘ. 自動車車庫等の部分】 () () () ()

【ト. 備蓄倉庫の部分】 () () () ()

【チ. 蓄電池の設置部分】 () () () ()

【リ. 自家発電設備の設置部分】 () () () ()

【ヌ. 貯水槽の設置部分】 () () () ()

【ル. 宅配ボックスの設置部分】

() () () ()
【ヲ. その他の不算入部分】 () () () ()
【ワ. 住宅の部分】 () () () ()
【カ. 老人ホーム等の部分】 () () () ()
【ヨ. 延べ面積】
【タ. 容積率】

【11. 建築物の数】
【イ. 申請に係る建築物の数】
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【12. 工事着手予定年月日】 年 月 日

【13. 工事完了予定年月日】 年 月 日

【14. その他必要な事項】

【15. 備考】

建築物別概要

【1. 番号】

【2. 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3. 構造】 造 一部 造

【4. 高さ】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【5. 階別用途別床面積】

【イ. 階別用途別】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()

【ロ. 用途別】

(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

- ① 申請者が2以上のときは、1欄は代表となる申請者について記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 2欄は、設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書いてください。
- ③ 設計者が2以上のときは、2欄は代表となる設計者について記入し、別紙に他の設計者について棟別に必要な事項を記入して添えてください。
- ④ ※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ⑤ 住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。
- ⑥ 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
- ⑦ 4欄は、建築物の敷地が存する3欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。
- ⑧ 5欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。
- ⑨ 6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。
- ⑩ 6欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
- ⑪ 6欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。
- ⑫ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、6欄の「へ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。
- ⑬ 建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、6欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。
- ⑭ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第6項、第7項若しくは第8項に該当する場合においては、6欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第6項、第7項又は第8項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
- ⑮ 7欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に書いてください。
- ⑯ 8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、建築基準法第53条第5項第4号、同法第55条第3項及び同法第58条第2項に規定する工事のうち、他のいずれのチェックボックスにも該当しないものについては、「その他」に「レ」マークを入れてください。
- ⑰ 9欄の「ロ」は、建築物に建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する特例軒等を設ける場合において、当該特例軒等のうち当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出た距離が水平距離1メートル以上5メートル未満のものにあつては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出た距離が水平距離5メートル以上のものにあつては当該特例軒等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。その他の建築物である場合においては、9欄の「イ」と同じ面積を記入してください。
- ⑱ 10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に住宅又は老人ホーム、福祉ホームその

他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分（建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。）で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの、「へ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ト」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「チ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「リ」に自家発電設備を設ける部分、「ヌ」に貯水槽を設ける部分、「ル」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ワ」に住宅の用途に供する部分、「カ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。また、建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分を有する場合においては、「ヲ」に当該部分の床面積を記入してください。

- ⑲ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。
- ⑳ 10欄の「ヨ」の延べ面積及び「タ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」から「ホ」までに記入した床面積、「へ」から「ル」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積）及び「ヲ」に記入した床面積を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「タ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。
- (1) 自動車車庫等の部分 5分の1
 - (2) 備蓄倉庫の部分 50分の1
 - (3) 蓄電池の設置部分 50分の1
 - (4) 自家発電設備の設置部分 100分の1
 - (5) 貯水槽の設置部分 100分の1
 - (6) 宅配ボックスの設置部分 100分の1

21 6欄の「ハ」、「ニ」、「へ」及び「ト」、9欄の「ハ」並びに10欄の「タ」は、百分率を用いてください。

22 ここに書き表せない事項で特に許可を受けようとする事項は、14欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

23 この書類は、建築物ごとに作成してください。

24 この書類に記載する事項のうち、5欄の事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。

25 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。

26 2欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

27 5欄の「イ」は、建築基準法第48条第1項から第12項までの規定による許可を申請する場合において、最上階から順に記入し、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。

28 5欄の「ロ」は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。

29 ここに書き表せない事項で特に許可を受けようとする事項は、6欄又は別紙に記載して添えてください。

30 建築物が高床式住宅（豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう。）である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、7欄に、高床式住宅である旨及び床下の部分の面積を記入してください。

認定申請書

（第一面）

建築基準法第 条 第 項第 号
 の規定による認定を申請します。この申請書
 同法施行令第 条 第 項
 及び添付図書の記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁 様

年 月 日

申請者氏名

【1. 申請者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【2. 設計者】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※認定番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】

【2. 住居表示】

【3. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【4. その他の区域、地域、地区又は街区】

【5. 道路】

【イ. 幅員】

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) () () () () ()

(2) () () () () ()

【ロ. 用途地域等】 () () () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

() () () () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】

() () () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】 (1)

(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

【チ. 備考】

【7. 主要用途】 (区分)

【8. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【9. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 () () () ()

【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】 () () () ()

【ハ. 建蔽率】

【10. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 () () () ()

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】 () () () ()

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 () () () ()

【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 () () () ()

【ホ. 認定機械室等の部分】 () () () ()

【ヘ. 自動車車庫等の部分】 () () () ()

【ト. 備蓄倉庫の部分】 () () () ()

【チ. 蓄電池の設置部分】 () () () ()

【リ. 自家発電設備の設置部分】 () () () ()

【ヌ. 貯水槽の設置部分】 () () () ()

【ル. 宅配ボックスの設置部分】

() () () ()
【ヲ. その他の不算入部分】 () () () ()
【ワ. 住宅の部分】 () () () ()
【カ. 老人ホーム等の部分】 () () () ()
【ヨ. 延べ面積】
【タ. 容積率】

【11. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【12. 工事着手予定年月日】 年 月 日

【13. 工事完了予定年月日】 年 月 日

【14. その他必要な事項】

【15. 備考】

建築物別概要

【1. 番号】

【2. 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3. 構造】 造 一部 造

【4. 高さ】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【5. 用途別床面積】

(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)(申請以外の部分)(合計)

【イ.】	()	()	()	()	()
【ロ.】	()	()	()	()	()
【ハ.】	()	()	()	()	()
【ニ.】	()	()	()	()	()
【ホ.】	()	()	()	()	()

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

- ① 申請者が2以上のときは、1欄は代表となる申請者について記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 2欄は、設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書いてください。
- ③ 設計者が2以上のときは、2欄は代表となる設計者について記入し、別紙に他の設計者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ④ ※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ① 住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。
- ② 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
- ③ 4欄は、建築物の敷地が存する3欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。
- ④ 5欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。
- ⑤ 6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。
- ⑥ 6欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
- ⑦ 6欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。
- ⑧ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、6欄の「ヘ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。
- ⑨ 建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、6欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。
- ⑩ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第6項、第7項若しくは第8項に該当する場合においては、6欄の「ト」に、同条第2項第3項、第6項、第7項又は第8項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
- ⑪ 7欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に書いてください。
- ⑫ 8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑬ 9欄の「ロ」は、建築物に建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する特例軒等を設ける場合において、当該特例軒等のうち当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出た距離が水平距離1メートル以上5メートル未満のものにあつては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出た距離が水平距離5メートル以上のものにあつては当該特例軒等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。その他の建築物である場合においては、9欄の「イ」と同じ面積を記入してください。
- ⑭ 10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分（建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。）で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと

認めるもの、「へ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ト」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「チ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「リ」に自家発電設備を設ける部分、「ヌ」に貯水槽を設ける部分、「ル」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ワ」に住宅の用途に供する部分、「カ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。また、建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分を有する場合には、「ヲ」に当該部分の床面積を記入してください。

⑮ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑯ 10欄の「ヨ」の延べ面積及び「タ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合には、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」から「ホ」までに記入した床面積、「へ」から「ル」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合には、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積）及び「ヲ」に記入した床面積を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「タ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。

- (1) 自動車車庫等の部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫の部分 50分の1
- (3) 蓄電池の設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備の設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽の設置部分 100分の1
- (6) 宅配ボックスの設置部分 100分の1

⑰ 6欄の「ハ」、「ニ」、「へ」及び「ト」、9欄の「ハ」並びに10欄の「タ」は、百分率を用いてください。

⑱ ここに書き表せない事項で特に認定を受けようとする事項は、14欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

⑲ この書類は、建築物ごとに作成してください。

⑳ この書類に記載する事項のうち、5欄の事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。

21 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。

22 2欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

23 5欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。

24 ここに書き表せない事項で特に認定を受けようとする事項は、6欄又は別紙に記載して添えてください。

25 建築物が高床式住宅（豪雪地において積雪対策のための通常より床を高くした住宅をいう。）である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、7欄に、高床式住宅である旨及び床下の部分の面積を記入してください。

横浜市建築基準法施行
細則第15条の規定による

許可・認定に関する計画変更承認申請書

建築基準法第 条 第 項第 号

横浜市建築基準条例第 条
横浜国際港都建設計画高度地区

の規定により

年 月 日、横浜市

指令第

号

(年 月 日 変更承認)

変更承認の経緯があるものは記入してください。

で許可・認定を受けた建築計画の一部を、次のとおり計画変更したいので関係図書を添えて届け出ます。

横浜市長

年 月 日

申請者 住所

氏名

1 建築主	住所							
	氏名							
2 代理者	住所							
	氏名	担当 氏 ()						
3 設計者	住所							
	氏名							
4 敷地の位置	ア 地名地番	横浜市 区						
	イ 用途地域	地域	ウ 基準建蔽率	%	エ 基準容積率	%		
	オ 防火地域	防火・準防火・指定なし	カ 高度地区	最 限第	種高度地区			
	キ その他の地域等						5 工事種別	
6 主要用途		7 構造	造	8 階数	地上 F/ 地下 F	9 高さ	m	
10 許可・認定を受けた事項 (具体的数値)								
	許可・認定時	最終変更時	今回変更後		建蔽・容積率	前回手続き時との増減		
11 敷地面積	・ m ²	・ m ²	・ m ²		/	・ m ²		
12 建築面積	・ m ²	・ m ²	・ m ²		%	・ m ²		
13 延べ面積	・ m ²	・ m ²	・ m ²		/	・ m ²		
14 容積率対象面積	・ m ²	・ m ²	・ m ²		%	・ m ²		
15 計画変更理由及び概要						受付欄		
決裁欄	市街地建築課長	担当係長	担当者	文書主任	公印承認			
						意見 変更内容が軽微であり、承認するも支障ない。		

注意事項：1 この計画変更承認申請書は、必ず担当者と事前協議を行ってから提出してください。

2 図面内の変更部分は、原則として変更後の設計図書に許可時の計画を朱書表示してください。

承認日： 年 月 日

副

横浜市建築基準法施行
細則第15条の規定による

許可・認定に関する計画変更承認通知書

建築基準法第 条 第 項第 号

横浜市建築基準条例第 条
横浜国際港都建設計画高度地区

の規定により

年 月 日、横浜市

指令第

号

(年 月 日 変更承認)

で許可・認定を受けた建築計画について

年 月 日 承認申請のあった許可・認定に関する計画変更を承認したので通知します。

年 月 日

横浜市 長

印

1 建築主	住所						
	氏名						
2 代理者	住所						
	氏名	担当 氏 ()					
3 設計者	住所						
	氏名						
4 敷地の位置	ア 地名地番	横浜市 区					
	イ 用途地域	地域	ウ 基準建蔽率	%	エ 基準容積率	%	
	オ 防火地域	防火・準防火・指定なし	カ 高度地区	最 限第 種高度地区			
	キ その他の地域等					5 工事種別	
6 主要用途		7 構造	造	8 階数	地上 F/ 地下 F	9 高さ	m
10 許可・認定を受けた事項 (具体的数値)							
	許可・認定時	最終変更時	今回変更後	建蔽・容積率	前回手続き時との増減		
11 敷地面積	・ m ²	・ m ²	・ m ²		・ m ²		
12 建築面積	・ m ²	・ m ²	・ m ²	%	・ m ²		
13 延べ面積	・ m ²	・ m ²	・ m ²		・ m ²		
14 容積率対象面積	・ m ²	・ m ²	・ m ²	%	・ m ²		

15 計画変更理由及び概要

注意事項

1. 計画変更承認申請をする際は、必ず担当者と事前協議を行ってから提出してください。
2. 図面内の変更部分は、原則として変更後の設計図書に許可時の計画を朱書表示してください。
3. この計画変更承認通知書は、許可・認定通知書に添えて大切に保管してください。

建築基準法第 12 条第 5 項に基づく計画変更届 (正本)

(届出先) 横浜市長		年 月 日	
報告者		住所 氏名 電話 ()	
許可 (認定) 年月日番号	(当初)	年 月 日	第 号
	(変更)	年 月 日	第 号
建築主住所氏名			
設計者住所氏名			
代理者住所氏名			
建築場所	横浜市 区		
用途地域		防火地域	防火地域・準防火地域・指定なし
主要用途		構造・階数	SRC・RC・S・W 地上 階/地下 階
敷地面積	. m ²	備考	
建築面積	申請部分	申請以外の部分	合計
	許可 (認定) 時	. m ²	. m ²
	変更後	. m ²	. m ²
延べ面積	申請部分	申請以外の部分	合計
	許可 (認定) 時		
	建築物全体	. m ²	. m ²
	容積対象の延べ面積	. m ²	. m ²
	変更後		
	建築物全体	. m ²	. m ²
容積対象の延べ面積	. m ²	. m ²	
計画変更理由・概要			

《記入上の注意》

- 1 この計画変更届は、必ず担当者と事前協議を行ってから提出してください。
- 2 計画変更届の添付書類は、変更後の設計図書に許可(認定)時の計画を朱書表示(変更部分のみ)して提出ください。
- 3 計画変更届の変更内容が他の法令等へ影響を及ぼす場合は、計画変更届の提出前にその法令の所管課の事前承認を受けてください。
- 4 計画変更届の太枠の欄は変更箇所のみ記入してください。

受領年月日

(A4)

受 理 欄

決 裁 欄	市街地建築課長	担当係長	担当

建築基準法第 12 条第 5 項に基づく計画変更届 (副本)

(届出先) 横浜市長		年 月 日			
報告者		住所 氏名 電話 ()			
許可 (認定) 年月日番号	(当初) 年 月 日 第 号				
	(変更) 年 月 日 第 号				
建築主住所氏名					
設計者住所氏名					
代理者住所氏名					
建築場所	横浜市 区				
用途地域		防火地域	防火地域・準防火地域・指定なし		
主要用途		構造・階数	SRC・RC・S・W 地上 階/地下 階		
敷地面積	. m ²	備考			
建築面積	申請部分	申請以外の部分	合計	建蔽率	
	許可 (認定) 時	. m ²	. m ²	. m ²	. %
	変更後	. m ²	. m ²	. m ²	. %
延べ面積	申請部分	申請以外の部分	合計	容積率	
	許可 (認定) 時				
	建築物全体	. m ²	. m ²	. m ²	
	容積対象の延べ面積	. m ²	. m ²	. m ²	. %
	変更後				
	建築物全体	. m ²	. m ²	. m ²	
容積対象の延べ面積	. m ²	. m ²	. m ²	. %	
計画変更理由・概要					

《記入上の注意》

- 1 この計画変更届は、必ず担当者と事前協議を行ってから提出してください。
- 2 計画変更届の添付書類は、変更後の設計図書に許可(認定)時の計画を朱書表示(変更部分のみ)して提出ください。
- 3 計画変更届の変更内容が他の法令等へ影響を及ぼす場合は、計画変更届の提出前にその法令の所管課の事前承認を受けてください。
- 4 計画変更届の太枠の欄は変更箇所のみ記入してください。

備考 * この計画変更届の副は、許可・認定通知書に添えて大切に保管してください。

受 理 欄

(A4)

名 義 変 更 届

年 月 日

(届出先)
横浜市長
建築主事等

届出者 住所

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市建築基準法施行細則第 15 条第 1 項第 1 号・第 4 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 承認・許可・認定・指定の 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日		第		号
2 建築主住所・ <small>ふりがな</small> 氏名	新	〒		電話	()	
	旧	〒		電話	()	
3 設 計 者 住 所	新	〒				
	旧	〒				
4 工事監理者住所・氏名	新	〒	() 建築士 () 登録第	号		
	旧	〒	() 建築士 () 登録第	号	電話	()
5 工事施工者住所・氏名	新	〒	建設業の許可 (大臣 知事) 第	号	電話	()
	旧	〒	建設業の許可 (大臣 知事) 第	号	電話	()
6 変 更 の 理 由						

※ 受 付 欄	
------------------	--

(注意)

- 1 届出者は、旧又は新建築主としてください。
- 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 3 2通作成してください。
- 4 確認済証等を添えて提出してください。

(A 4)

取 下 届

年 月 日

(届出先)

横浜市長

建築主事等

届出者 住所

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市建築基準法施行細則第 16 条第 1 項・第 5 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 申請の種類	確認・検査・承認・許可・認定・認可・指定
2 申請年月日	年 月 日
3 建築主住所氏名	
4 敷地の地名地番	
5 取下げの理由	
6 備考	

※ 受 付 欄	
------------------	--

(注意)

- 1 届出者は、建築主となります。
- 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 3 2通作成してください。

取 止 届

年 月 日

(届出先)
 横浜市長
 建築主事等

届出者 住所
 氏名
 (法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市建築基準法施行細則第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 処 分 の 種 類	確 認 ・ 許 可 ・ 認 定
2 建 築 主 住 所 ・ 氏 名	
3 処 分 の 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日 第 号
4 敷 地 の 地 名 ・ 地 番	
5 取 り や め の 理 由	
6 備 考	

※ 受 付 欄	
------------------	--

- (注意)
- 1 届出者は、建築主としてください。
 - 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
 - 3 2通作成してください。
 - 4 確認済証等を添えて提出してください。

(A 4)